

一般社団法人 日本環境感染学会

認定制度 第1ステップ（CIP）

申請の手引き

Certified Infection Preventionist (CIP)

【申請経路は2種類あります】

- ① 受験コース : 感染制御に関する既認定をお持ちでない方
- ② 受験免除コース : 各職種の感染制御に関する更新制度のある認定をすでにお持ちの個人会員の方

1. はじめに

日本環境感染学会認定制度第1ステップ（Certified Infection Preventionist：CIP）は、感染制御の基礎的な知識と実践能力を有する人材の育成を目的とする認定制度です。医療従事者のみならず、高齢者施設の職員や病院清掃業務を委託される企業の職員など広く感染制御に関わる幅広い医療・介護従事者・委託業者職員などを対象としています。

本手引きでは、CIP 認定の申請に必要な情報、申請手順、および提出書類について説明します。

2. 申請資格

(1) 共通要件

以下のいずれかの会員資格を有する方が申請可能です。

- 日本環境感染学会の施設会員施設に所属する職員
- 日本環境感染学会賛助会員企業に所属する職員
- 日本環境感染学会の個人会員

(2) 申請コースの選択

申請コースは以下の2種類です。ご自身の状況に応じて選択してください。

	① 受験コース	② 受験免除コース
対象者	各職種の感染制御に関する認定をお持ちでない方	各職種の感染制御に関する認定をすでにお持ちの個人会員の方
必要な要件	日本環境感染学会施設会員施設の職員 または 日本環境感染学会賛助会員企業の職員 または 個人会員	日本環境感染学会の個人会員
認定試験	受験必要	免除

(3) 受験免除の対象となる認定資格（例）

以下の認定を現に保有する方が対象です（原則更新制度があるものに限りません）。

- 感染症看護専門看護師
- 感染管理認定看護師

- 感染制御実践看護師
- 感染症専門医
- 感染制御専門薬剤師
- 感染制御認定薬剤師
- 感染制御認定臨床微生物検査技師
- Infection Control Doctor (ICD)
- その他、上記に準ずる外国の資格

3. 申請から認定までの流れ

【① 受験コース】	【② 受験免除コース】
STEP 1 書類準備：受験願書（施設会員・賛助会員職員証明書）提出	STEP 1 書類準備：受験免除認定申請書提出
↓	↓
STEP 2 受験料納付 6,000 円	STEP 2 書類審査
↓	↓
STEP 3 認定試験受験	STEP 3 認定制度委員会による認定決定・理事会報告
↓	↓
STEP 4 認定制度委員会による合否決定・理事会報告	STEP 4 認定料納付 6,000 円
↓	↓
STEP 5 認定料納付 6,000 円	STEP 5 認定証・バッジの交付
↓	
STEP 6 認定証・バッジの交付	

4. 提出書類

(1) 受験コース 提出書類一覧

No.	書類名	備考
①	受験願書（所定様式）	本手引き添付の様式を使用
②	会員資格証明書	施設会員または賛助会員の職員：施設会員・賛助会員職員証明書（様式あり） 個人会員：会員サイトで確認できる年会費支払情報の画面印刷

(2) 受験免除コース 提出書類一覧

No.	書類名	備考
①	受験免除による認定申請書（所定様式）	本手引き添付の様式を使用
②	個人会員であることの証明	会員サイトで確認できる年会費支払情報の画面印刷
③	各職種の感染制御に関する認定を受けていることの証明書の写し	有効期限内のものに限ります

5. 認定期間と更新

- 認定期間は5年間です。
- 認定更新の審査を経ない場合、引き続いてCIPを名乗ることはできません。
- CIPの呼称は「CIP」のみ使用可能です（学会の定める呼称以外は使用できません）。
- 認定取得後に第2ステップ（A-CIP）の認定を取得した場合は、A-CIPの更新をもってCIPの更新を兼ねることができます。

更新要件

施設会員または賛助会員の職員の場合：以下のすべてを満たすこと

- 更新時に所属する施設が日本環境感染学会施設会員または賛助会員であること、または個人会員であること
- 認定取得後5年間に少なくとも1回、日本環境感染学会主催の地域セミナーまたは総会・学術集会に出席していること

個人会員の場合：以下のすべてを満たすこと

- 日本環境感染学会の個人会員であること
- 所属施設で感染制御関連業務に引き続き従事していること
- 認定取得後5年間に少なくとも3回以上、日本環境感染学会主催の総会・学術集会または地域セミナーに出席していること

6. 氏名・所属変更について

- 氏名・所属等に変更が生じた場合は、速やかに認定制度委員会に届け出てください。
- 氏名変更の場合は申請により認定証の再交付を受けることができます。
- 施設会員や賛助会員の職員が転職する場合、転職先が施設会員施設または賛助会員である、または自らが個人会員となることで認定を継続することができます。

7. 認定資格の休止

留学・健康上の理由等により更新要件を満たせない場合、認定資格の休止申請が可能です。

- 休止期間：1年以内（1年ごとに休止申請を提出することで最長3年まで延長可能）
- 申請書類：認定資格休止申請書、休止事由を確認できる書類

8. お問い合わせ・書類提出先

一般社団法人 日本環境感染学会 事務局

〒141-0022 住所 東京都品川区東五反田 5-26-6 池田山パークヒルズ 202号室

TEL：03-6721-9131 FAX：03-6721-9132

E-mail：jsipc@kankyokansen.org

受付時間：平日 10:00～18:00